

ご挨拶

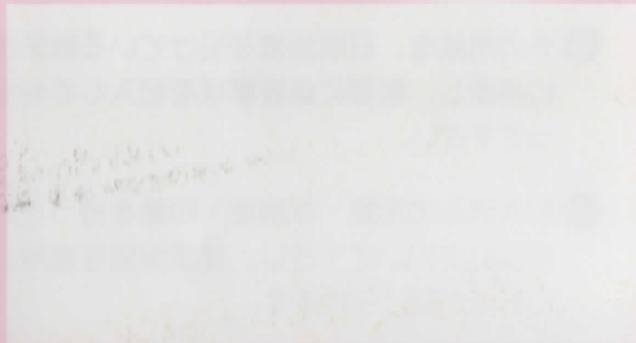
本法人は、昭和23年1月に発足し、昭和28年3月に群馬県より社団法人として認可され、国家資格を有する群馬県内のはり師、きゅう師、按摩マッサージ指圧師より構成され平成20年に創立60周年・法人認可55周年を迎えた団体です。

群馬県では、「社団法人群馬県鍼灸按摩マッサージ指圧師会」、全国では「社団法人全日本鍼灸マッサージ師会」の組織のもとで学術研修、奉仕など、さまざまな活動を行っています。

本法人は、近代医学の学理の研究ならびに鍼・灸・あん摩・マッサージ・指圧術の学理の研究および技術の向上発展を図り、もって公衆衛生と社会福祉の推進に寄与することを目的としています。

鍼・灸・あん摩マッサージ指圧業の振興に関すること、学術研修に関すること、会員の資質向上に関すること、健康保険取り扱いに関すること、県民の保健維持・向上に必要なこと、などを主な活動としています。

社団法人
群馬県鍼灸按摩マッサージ指圧師会



社団法人
群馬県鍼灸按摩マッサージ指圧師会

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12
群馬県社会福祉総合センター4F

TEL 027-255-6803 FAX 027-255-6804
E-mail bz485069@bz03.plala.or.jp
URL <http://www.zensingunma.jp/>
月～金(祝祭日は除く) 10:00～17:00

訪問リハビリ
マッサージのご案内



社団法人 群馬県鍼灸按摩マッサージ指圧師会

訪問リハビリマッサージって？……

寝たきりの方や身体に障害のある方の自宅に訪問して、リハビリを目的としたマッサージ治療を行います。

どんなことをするの？……

その方の身体の状態によって異なりますが、主に関節が硬くならないようにストレッチや筋力トレーニングを取り入れたマッサージ治療を行います。

料金は？……

医療保険が適用となります。

例えば、後期高齢者の方は治療費の1割～3割です。(保険証に書いてある負担割合と同じです)

どんな人が利用出来るの？……

筋肉の麻痺や関節の拘縮等があり、医師から医療上マッサージ治療が必要と認められた方です。

医師の同意書が必要となります。

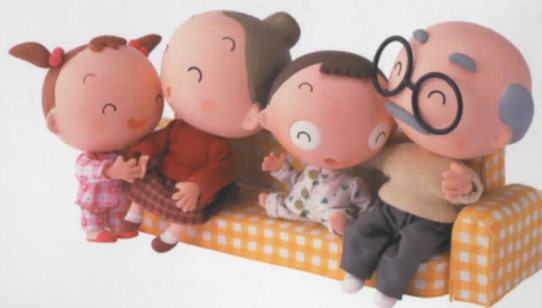


保険診療の ご案内



保険で鍼灸マッサージ治療を受けるには

- 1 通院したい鍼灸マッサージ治療院に保険取り扱いをしているかどうかお問い合わせ下さい。
- 2 その治療院で「同意書」または「診断書」という用紙を受け取って下さい。
- 3 その用紙を、日頃治療を受けている病医院に持参し、医師に必要事項を記入してもらって下さい。
- 4 記入済みの用紙 保険証 印鑑を持って治療院に出向いて下さい。健康保険を適用した施術が受けられます。



1. 保険適応疾患

【はり・きゅう治療の場合】

- ①神経痛 ②リウマチ ③頸腕症候群
- ④五十肩 ⑤腰痛症 ⑥頸椎捻挫後遺症
- ⑦その他、慢性的な痛みのある疾患

【マッサージ治療】

- ①筋麻痺 ②関節拘縮
- ③その他、医療上、マッサージ治療が必要と認められた疾患

2. 保険治療期間

保険治療期間は、3ヶ月です。

最初の3ヶ月が経過したあと、保険治療の継続を希望される場合には、医師の再同意が必要となります。

3. 取り扱い保険

- ①国民健康保険 ②後期高齢者医療保険
- ③協会けんぽ保険 ④組合保険
- ⑤共済保険 ⑥生活保護 ⑦労災保険
- ⑧交通事故保険

4. 出張治療

歩行困難・自宅療養中の患者さんに対しては、医師が必要と認めた場合は保険での往療が可能ですので、ご自宅へお伺いして施術することができます。早期のリハビリ・寝たきりゼロのためにご活用ください。

個人情報の保護に関する法律を遵守して、
個人情報を適正にお取り扱いいたします。